令和元年10月1日から、 ごみ処理手数料等を改定します。

嶺北広域行政事務組合では、令和元年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率の 改正に伴い、次のとおり廃棄物処理手数料の改定を行います。

指定ごみ袋(土佐町、本山町の収集可燃ごみ)

種類	希望小売価格		
	改定前	改定後	
ごみ袋(大) 1袋10枚入り	620 円	638 円	
ごみ袋(小) 1袋10枚入り	410 円	429 円	

その他一般廃棄物の処理手数料

種別	区 分		11 区 公	区分单位		手数料	枚料
(生力)			中 14.	改定前	改定後		
一般家庭事業系	可燃ごみ 資源ごみ 粗大ごみ	10kgまで	103 円	105 円			
		直接搬入ごみ	10kgを超える毎に 10kg当たりの加算額	103 円	105 円		
	生し尿 浄化槽汚泥		180 パップまで	360 円	370 円		
			180%を超える毎に 18%。当たりの加算額	36 円	37 円		
		ユニット型エアコンディショ ナー、ブラウン管式テレビジョン受信機、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯	1台につき	3,090 円	3,150 円		
犬・ねこ等の小動 死体	の小動物の	飼養者が当組合管理者 の指定する処理施設に 直接搬入したもの	1体につき	1,030 円	1,050 円		
グレ74		飼養者の要請により当 組合が収集処理すると	1体につき	3,090 円	3,150 円		

産業廃棄物の処分費用

区分	費用		
		改定前	改定後
当組合管理者の指定する処理施設へ個人が	100kg未満	1,030 円	1,050 円
搬入したもの	100kgを超える毎に 10kg当たりの加算額	103 円	105 円
当組合管理者の指定する処分地へ個人が搬	100kg未満	1,030 円	1,050 円
入したもの	100kgを超える毎に 10kg当たりの加算額	103 円	105 円

※希望小売価格、手数料等の額には、消費税100分の10が含まれています。